

別紙

個3

受	平成 30 年 2 月 23 日
付	午前・ <u>午後</u> 4 時 40 分

一般質問（代表・個人） 通告書

平成 30 年 2 月 23 日

尾張旭市議会議長 殿

氏 名 牧 野 一 吉

尾張旭市議会会議規則第 50 条第 1 項の規定により 3 月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

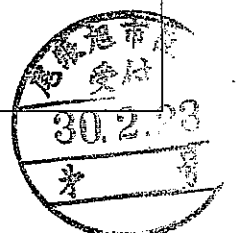
記

1 質問事項 4 件

2 質問方法

	1 回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項（大項目）ごとの一問一答
<input checked="" type="radio"/>	1 回目から 質問事項（大項目）ごとの一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



質問事項 No. 2	ハナモモ植樹後の状況と今後について
要 旨	<p>市政 40 周年の記念行事として、維摩池周辺に 500 本のハナモモを植樹しました。当時の谷口市長が桃源郷を目指して進めた計画ですが、現状等について、以下伺います。</p> <p>(1) 現在の状況について</p> <p>植樹を行ったのが平成 22 年 9 月 26 日、7 年以上の歳月が経過していますが、生育状況や現存本数等の状況について伺います。</p> <p>(2) 植え替え等の対応について</p> <p>病気による立ち枯れや、何かの拍子で折れたり倒れたりしたことによって枯死した苗木の植え替えに対する考え方を伺います。</p> <p>(3) 観光資源としての活用について</p> <p>植樹したハナモモは生育過程であるものの、すでに背丈を越すものも多く、現在でも開花時期には色とりどりの花を楽しむことができます。</p> <p>貴重な観光資源として、市内外の人たちに楽しんでもらうためにどのようなことをお考えか伺います。</p>
備考	<p>1 要旨は具体的かつ明確に記載すること。</p> <p>2 数値の答弁を求める場合は、要旨に必ず記載すること。</p> <p>3 質問項目に補足等があれば、適宜、要旨欄に記載する。ただし、補足等の記載を質問原稿にかえることができる。</p>

質問事項 No. 3	障がい者の雇用について
要 旨	<p>平成 25 年の法改正により、障がい者の法定雇用率算定基礎に、精神障がい者が加わることから、平成 30 年 4 月から民間企業の障がい者の法定雇用率は、現行の 2.0%から 2.2%に、地方公共団体は 2.3%から 2.5%に引き上げられます。</p> <p>雇用・就業は、障がい者の自立・社会参加のための重要な柱であり、個々人の適性に 応じた能力を十分に発揮して働くことができる社会づくりが必要です。</p> <p>お膝元である市役所や当市内の企業への指導について、以下伺います。</p> <p>(1) 尾張旭市役所の障がい者法定雇用率について</p> <p>当市役所の障がい者法定雇用率の現状、及び今後の対応について伺います。</p> <p>(2) 尾張旭市教育委員会の障がい者法定雇用率について</p> <p>当市教育委員会の障がい者法定雇用率の現状、及び今後の対応について伺います。</p> <p>(3) 当市内企業への指導について</p> <p>当市内企業における障がい者法定雇用率の現状、及び今後の対応について伺います。</p>
備 考	<p>1 要旨は具体的かつ明確に記載すること。</p> <p>2 数値の答弁を求める場合は、要旨に必ず記載すること。</p> <p>3 質問項目に補足等があれば、適宜、要旨欄に記載する。ただし、補足等の記載を 質問原稿にかえることができる。</p>

